

2026年度茨城県住生活基本計画改定に係る集計・分析等業務委託仕様書

1 目的

本業務委託は、住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第1項に基づく茨城県住生活基本計画の見直しを行うため、県内の地域特性や住宅事情について各種データの集計・分析やこれまでに県内で実施した住宅施策など事業の評価等を行い、これらの計画の見直し、策定のための基礎的資料の収集整理と今後の目標設定や施策提案の支援を目的とする。

なお、併せて、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条第1項に基づく茨城県高齢者居住安定確保計画及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律（平成19年法律第112号）第5条第1項に基づく茨城県賃貸住宅供給促進計画についても見直しを行い、これらを茨城県住生活基本計画に統合するものとする。

2 業務委託の内容

■基礎データの集計・分析及び将来の予測について

住宅・土地統計調査、住生活総合調査、住民基本台帳、国立社会保障・人口問題研究所などのデータから本県の人口動態や住宅事情等を明らかにし、計画の基礎資料の整理をすること。

（1）茨城県の人口、世帯等の動向

- ①県内人口、世帯の動向
- ②地域別・年齢別の人口、世帯の動向

（2）茨城県の住宅事情

- ①住宅ストックの状況
- ②住宅建設、リフォームの状況
- ③居住ニーズの状況
- ④住環境の状況
- ⑤近年の災害における住宅の被害状況
- ⑥住宅確保要配慮者の世帯の現状
- ⑦空き家の現状
- ⑧その他住宅施策の目標を設定するうえで必要になる事項

（3）公営住宅等の供給目標量の検討

■茨城県住生活基本計画について

（1）住宅施策の課題の把握

現状の分析を基に、現計画で提示した住宅政策の課題の変化や新たな課題を整理すること。

- ①全国計画を踏まえた課題の整理
- ②本県の人口、世帯の動向並びに本県の住宅事情から明らかになる独自の課題の整理

（2）住宅施策の理念等の設定

- ①基本理念
- ②基本的方針

(3) 住宅施策の目標等の設定

- ①住宅施策の目標
- ②①の目標の達成のために必要な施策と達成状況を示す指標

(4) 地域別の施策（県内5ゾーン）

「現状把握と分析」で整理したデータを基に各生活圏の住宅事情を再整理し、各地域別の課題と実施すべき施策を提案する。（地域：県北・県央・鹿行・県南・県西）

(5) 住宅の供給及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に関する事項

- ①住宅及び住宅地の供給に関する方針の設定
- ②重点供給地域における住宅及び住宅地の供給の促進策の提案
- ③重点供給地域一覧の作成

(6) 公営住宅の供給目標量

(7) 計画の実現に向けての推進体制と各関係機関の役割

- ①計画実現に向けての推進体制の提案
- ②各関係機関の期待される役割

(8) 近年の災害における住宅被害を踏まえた今後の防災対策のあり方

■茨城県高齢者居住安定確保計画について

(1) 高齢者の居住を取り巻く現状と課題の把握

現状の分析を基に課題を整理すること。

- ①社会環境の変化
- ②高齢者の居住状況
- ③高齢者向け住宅・施設の立地状況
- ④高齢者の居住を取り巻く課題
- ⑤その他現状の分析に必要な指標

(2) 高齢者の居住安定の確保に関する施策の基本方針

- ①基本理念と基本目標
- ②施策の体系

(3) 推進する施策の提案

- ①住み続けられる住まい・まちづくり
- ②高齢者のニーズに応じた居住の場の確保
- ③高齢者の住宅セーフティネットの構築
- ④地域支援体制の構築

(4) 計画の実現に向けての推進体制と各関係機関の役割

- ①計画実現に向けての推進体制の提案
- ②各関係機関の期待される役割

■茨城県賃貸住宅供給促進計画について

(1) 住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況の把握

現状の分析を基に課題を整理すること。

- ①住宅確保要配慮者の世帯数や居住の実態
- ②住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給状況
- ③その他現状の分析に必要な指標

(2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

- ①住宅確保要配慮者の範囲
- ②住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

(3) 目標を達成するために必要な事項の提案

- ①住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
- ②住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
- ③住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- ④賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する事項

(4) 計画の実現に向けての推進体制と各関係機関の役割

- ①計画実現に向けての推進体制の提案
- ②各関係機関の期待される役割

3 資料の作成及び委員会の運営支援等と意見の反映

(1) 委員会等の開催にあたり必要となる以下の資料を作成する。

- ①住生活基本計画改定委員会資料の作成
 - ・住生活基本計画の概要説明、策定におけるポイント、課題抽出など
 - ・住宅事情の課題のまとめ、目標と指標の設定など
 - ・住生活基本計画の素案と原案の作成
- ②パブリックコメントの資料作成

(2) 委員会の運営支援等と意見の反映

住生活基本計画改定委員会に出席するとともに、住生活基本計画改定委員会、庁内意見照会、市町村協議、パブリックコメントにより出された意見を茨城県住生活基本計画へ反映すること。

- ①住生活基本計画改定委員会への出席及び議事録のとりまとめ
- ②意見の反映
- ③その他委員会の運営に関すること

4 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- | | | | |
|--------------|---|------|-------|
| ①茨城県住生活基本計画 | : | A4 版 | 100 部 |
| ②現状分析データ等の資料 | : | A4 版 | 3 部 |
| ③上記①、②の電子データ | : | CD 版 | 2 部 |

※作成したCD-Rは、必ずウイルスチェックを行うこと。

ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、新しいウイルスに対応できるものを導入し、常に最新の状態を保ち、最新のウイルスパターンファイルの更新を行うものとする。

ウイルスチェックは、ウイルス存在の有無の確認、駆除を確実にを行うために、電子媒体に格納前のハードディスク上の電子成果品、電子成果品格納後の電子媒体で、計2回行うようにすること。なお、CD-Rのレーベル面には以下の項目を直接印字すること

記載項目	記載例
業務名称	2026年度茨城県住生活基本計画改定に係る集計・分析等業務委託仕様書
作成年月	〇〇〇〇年〇〇月
発注者名	茨城県知事 〇〇〇〇
受注者名	〇〇〇〇株式会社
ウイルスチェックに関する情報	ウイルス対策ソフト名：〇〇〇 ウイルスパターンファイル：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日版 チェック年月日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
フォーマット形式	フォーマット形式：IS009660（レベルI）

5 その他

その他、本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、監督職員と協議のうえ決定する。